

薬衛第415号
平成23年7月28日

熊本市保健所長 様

熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課長
(公 印 省 略)

眼内レンズに係る使用上の注意の改訂等について

このことについて、平成23年7月20日付け薬食機発0720第4号、薬食安発0720第5号により、厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室長及び安全対策課長から別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴管内の医療機関（含：医師会非会員）及び関係業者等への周知徹底等を含めて御指導いただきますようお願いいたします

なお、下記の団体については通知済みであることを申し添えます。

記

社団法人 熊本県医師会
熊本県眼科医会
熊本県公的病院長会
全日本病院協会熊本県支部
全国自治体病院協議会熊本県支部
熊本県医療機器協会

担当

(熊本県)健康福祉部健康局薬務衛生課
監視麻薬班：原田、樋口

TEL：096-333-2242

FAX：096-383-1434



薬食機発 0720 第 4 号

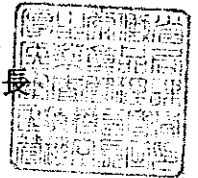
薬食安発 0720 第 5 号

平成 23 年 7 月 20 日

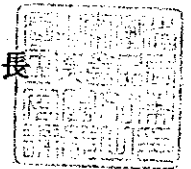
各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課

医療機器審査管理室長



厚生労働省医薬食品局安全対策課長



眼内レンズに係る使用上の注意の改訂等について

医療機器の安全対策につきましては、日頃より、ご尽力いただいているところであります。

眼内レンズの使用上の注意の「禁忌・禁止」に関し、日本眼科学会等より見直しに関する要望をいただいていたところ、平成 23 年 6 月 22 日開催の薬事・食品衛生審議会医療機器安全対策部会安全対策調査会において調査審議を行った結果、使用上の注意等の改訂を行うこととされ、別添のとおり、各製造販売業者の代表者に対し、通知いたしましたので、お知らせします。

本通知の内容については、眼内レンズを使用している貴管下医療機関の医療安全に係る安全管理のための委員会の関係者、医療安全管理者、医療機器の安全使用のための責任者等に対しても周知されるよう御配慮願います。

（参考）本通知を含め、医薬品・医療機器の安全性に関する特に重要な情報が発出された際に、その情報をメールによって配信する「医薬品医療機器情報配信サービス」（PMDAメディナビ）が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構において運営されております。以下のURLから登録できますので、御活用下さい。

医薬品医療機器情報配信サービス <http://www.info.pmda.go.jp/info/idx-push.html>



（問い合わせ先）

厚生労働省医薬食品局安全対策課

TEL:03-5253-1111（内線 2751, 2758）